

建設工事、建設工事に係る委託業務の押印の廃止について

このことについて、令和3年10月1日から市民サービスの利便性の向上を図るため、市に提出する申請書などの押印廃止が進められてきましたが、令和4年3月14日以降に契約を行う建設工事、建設工事に係る委託業務につきましても、一部の書類について、押印を不要とします。

★建設工事等契約関係書類の押印廃止一覧表

様式	名称
第16号様式-1	現場代理人等指定通知書
第16号様式-2	管理技術者等指定通知書
第17号様式-1	現場代理人等変更届
第17号様式-2	管理技術者等変更届
第18号様式	経歴書
第19号様式	工事（業務）着手届
第20号様式	下請負人選定通知書
第22号様式	現場不符合等確認書
第30号様式-1	工期延長願
第30号様式-2	履行期間延長願
第38号様式	でき形部分等（第 回）確認請求書
第55号様式-1	工事完成通知書
第55号様式-2	業務完了通知書
第62号様式	建設業退職金共済掛金収納書届
第63号様式	建設業退職金共済掛金収納書に係る申出書
第64号様式	建設業退職金共済制度共済証紙貼付実績書
第65号様式	収納書提出期限延長申出書
第70号様式	中間前払金認定請求書
第71号様式	工事履行報告書
第73号様式	現場代理人の兼任に関する申請書
第75号様式	再委託承諾申請書

※押印不要の書類であって、押印をしていただいても問題ありません。

※令和3年度中に完了する工事等については対象になりません。

※令和4年度に跨る工事等については、令和4月1日以降の書類について不要となります。